**第８回みのかも市民まつりイベント出演者・展示者募集要項**

|  |  |
| --- | --- |
| １．趣旨 | 美濃加茂市の商工業及び農林業の活性化と市民の癒しと憩いを目的に開催するみのかも市民まつり（以下「まつり」という。）の場を利用して、啓発活動、日頃の活動報告や活動PRを希望するイベント出演者の募集を行います。 |
| ２．出演場所  　　展示場所 | 出演場所は、ぎふ清流里山公園内「どんぐり広場」「昭和座」、その他みのかも市民まつり実行委員会（以下「実行委員会」という。）が定めた場所とします。  出演場所の割り振りは、内容・グループ人数などに応じて実行委員会で決定します。  　展示場所は、ぎふ清流里山公園内「やまびこ学校」｢双六学校｣、その他実行委員会が定めた場所とします。  展示場所の割り振りは、内容・規模などに応じて実行委員会で決定します。 |
| ３．出演日時  　　展示日時 | 令和元年１１月　９日（土）午前９時から午後４時まで  〃　　〃　１０日（日）午前９時から午後３時まで  ※１ステージ1時間程度  令和元年１１月　９日（土）午前９時から  〃　　〃　１０日（日）午後３時まで |
| ４．出演者数、  出演時間  展示者数 | 出演者については、実行委員で決定します。  出演者数は、イベントの内容に応じて実行委員会で決定します。  出演時間帯については、出演者と協議し実行委員会で決定します。  展示者については、実行委員で決定します。 |
| ５．貸出備品等 | ぎふ清流里山公園備品を１ステージあたり次の備品を無料で貸し出します。   * マイク（スタンド付）２本 * 音響１セット   ※出演者の決定後に打ち合わせを行います。 |
| ６．経費の負担 | 出演・出展に要する経費は出演者・出展者の負担とします。 |
| ７．出演者・展示者の選定基準 | 次の各号に揚げる事項を基準として実行委員会において審査し、適当と認められる者を選定します。  (1) 美濃加茂市内に拠点を有し、そこで日常的に活動を行っていること。  (2) 営利を目的としないこと。  (3) 個人の宣伝活動を行わないこと。  (4) 公共性が認められること。  (5) その他実行委員会が特に必要と認めた方 |
| ８．出演・展示申請及び変更届 | (1) 出演・展示を申請される方は、令和元年８月３０日（金）までに次の書類をぎふ清流里山公園へ提出してください。   * 1. 出演・展示申請書（様式３）、②誓約書（様式７）   (2) 出演は２日間でもよいこととします。  (3) 展示は２日間とします。  (4) 申請書提出後、内容に変更が生じた場合は、変更届（様式４）を提出してください。 |
| ９．出演・展示許可証の交付 | (1) 実行委員会は、出演・展示申請書の内容を審査し、適正であると認めた方について「出演・展示許可証」を交付します。 |
| 10.出演準備及び後片付け  　　展示準備及び後片付け | (1) 出演準備は、出演時間の１時間前には行ってください。  (2) 着替え等による控え室が必要の場合は、ぎふ清流里山公園施設等を利用できますが、事前打ち合わせが必要となります。  (3) 当日、午前８時３０分から午後５時までの公園内への車両の乗り込みは禁止とします。  (4) 後片付けは、出演終了後に速やかに行ってください。  (1) 展示準備は、令和元年１１月８日（金）午後５時までに行ってください。  (2) ぎふ清流里山公園、既存施設の形状を変えないでください。  (3) 後片付けは、令和元年１１月１１日（月）までに完了し、現状に復してください。 |
| 11.禁止事項 | 出演・展示される方は、次に揚げる行為を禁止します。  (1) 出演者・展示者の権利を第三者に譲渡又は転貸し、若しくは管理運営を委託すること。  (2) 指定された場所以外で活動すること。  (3) 観覧者が不快と感じる行為  (4) 販売・宣伝行為  (5) その他まつり運営に支障があるような行為 |
| 12.遵守事項 | 出演・展示される方は、次の事項を遵守してください。  (1) 会場及びその周辺清掃は、出演者・展示者の責任のもとに行い、発生したごみは各自で持ち帰り処分し、常に環境美化に努めること。  (2) その他まつりの運営に関し実行委員会の指示に従うこと。 |
| 13.事故等の処理 | 次のような場合には、直ちに関係機関及び実行委員会に連絡するとともに、その指示に従い処理してください。  (1) 火災及び盗難が発生したとき。  (2) 不審者若しくは不審物を発見したとき。  (3) その他事故が発生したとき。 |
| 14.出演・展示の拒否及び許可の解除 | 以下の項目に該当する方は、出演・展示を申請することができません。また、申請後、あるいは許可後に以下の項目に該当すると判明した場合、実行委員会は、何ら勧告も要することなく出演・展示を取り消すことができるものとします。  (1) 美濃加茂市契約等における暴力団等排除措置要網別表の措置要件に該当する場合  (2) 関係法令等に違反したとき。  (3) その他実行委員会が不適切と認めたとき。 |
| 15.関係機関への意見聴取 | 出演者・展示者選定の際、実行委員会は、申請される方、又はその関係者が反社会的勢力であるかどうかについて、関係機関に意見を聞くことができるものとします。 |
| 16.損害賠償 | 出演・展示される方は、会場の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとします。 |
| 17.出演・展示禁止 | 誓約書及びこの要項に違反した方は、今後まつりへの出演・展示を禁止します。 |